

## 埼玉県障害福祉従事者等研修事業委託仕様書

### 1 事業目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、相談支援従事者、障害福祉サービス事業所等職員、障害支援区分認定調査員並びに市町村審査会委員や市町村職員の資質の向上や養成を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### （1）サービス管理責任者等研修

##### ア 研修対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に従事するまたは従事する予定の者で、埼玉県内にある障害福祉サービス事業所等に勤務または勤務を予定している者（国の示す実務経験年数を満たす者に限る）

##### イ 研修内容等

国が実施しているサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者（埼玉県の推薦により受講した者）を講師の中心として、国の示す標準的カリキュラム等に基づき下記研修を実施する。

（ア）サービス管理責任者等基礎研修

（イ）サービス管理責任者等更新研修

##### ウ 開催時期・講義回数等

###### （ア）開催時期

令和9年2月までに開催すること。

###### （イ）講義回数

国の示す標準的カリキュラムで定める必要な日数（時間数）を満たし、必要な回数を実施すること。

###### （ウ）対象者数

###### 【基礎研修】

500人程度

###### 【更新研修】

300人程度

##### エ その他

資料代等として基礎研修は1人1日当たり4,000円、更新研修は1人1日当たり5,000円以内の額を徴収することができる。

基礎研修について、会場実施を基本とすること。

#### （2）障害支援区分認定調査員研修

- ア 研修対象者  
埼玉県内の市町村において障害支援区分認定調査員として従事を予定している者または従事している者
- イ 研修内容等  
障害支援区分に関する基本的な考え方や認定調査の実施方法等を教授する。
- ウ 開催時期・対象者数  
(ア) 開催時期  
令和8年7月までに開催すること。
- (イ) 対象者数  
200人程度
- エ その他  
受講状況を記載した名簿を研修修了後1ヵ月以内に県へ送付すること。

### (3) 市町村審査会委員研修

- ア 研修対象者  
埼玉県内の市町村において審査会の委員として従事を予定している者または従事している者
- イ 研修内容等  
障害支援区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢や障害支援区分認定基準の考え方等を教授する。
- ウ 開催時期・対象者数  
(ア) 開催時期  
令和8年7月までに開催すること。
- (イ) 対象者数  
100人程度
- エ その他  
受講状況を記載した名簿を研修修了後1ヵ月以内に県へ送付すること。

### (4) 相談支援従事者初任者研修

- ア 研修対象者  
相談支援に従事を予定している者で、埼玉県内にある相談支援事業所等に勤務または勤務を予定している者（国の示す実務経験年数を満たす者に限る）
- イ 研修内容等  
国が実施している相談支援従事者指導者養成研修を修了した者（埼玉県が推薦した者）を講師の中心として、国の示す標準的カリキュラム等に基づき実施する。また、研修日数は令和元年9月改正の国告示に定める規定を満たしたうえで、7日間とする。
- ウ 開催時期・講義回数等  
(ア) 開催時期  
令和9年2月までに開催すること。
- (イ) 講義回数  
共通講義（2日間）及び演習（5日間）は必要な回数を実施すること。

(ウ) 対象者数  
300人程度

エ その他  
資料代等として1人1日当たり4,500円以内の額を徴収することができる。

#### (5) 相談支援従事者現任研修

ア 研修対象者  
埼玉県内にある相談支援事業所等に勤務または勤務を予定している者

イ 研修内容等  
国が実施している相談支援従事者指導者養成研修を修了した者（埼玉県が推薦した者）を講師の中心として、国の示す標準的カリキュラム等に基づき実施する。また、研修日数は令和元年9月改正の国告示に定める規定を満たしたうえで、4日間とする。

ウ 開催時期・講義回数等

(ア) 開催時期  
令和9年2月までに開催すること。

(イ) 講義回数  
全体講義（1日間）及び演習（3日間）は必要な回数を実施すること。

(ウ) 対象者数

180人程度

※令和8年度末に受講期限を迎える方からの申し込みが上記人数を上回った場合は、県と協議の上、可能な限り受講枠を増やすこと。

エ その他

資料代等として1人1日当たり5,000円以内の額を徴収することができる。

#### (6) 主任相談支援専門員研修

ア 研修対象者  
相談支援に従事している者で、埼玉県内にある相談支援事業所等に勤務または勤務を予定している者

イ 研修内容等  
国が実施している相談支援従事者指導者養成研修を修了した者（埼玉県が推薦した者）を講師の中心として、国の示す標準的カリキュラム等に基づき必要な日数で実施する。

ウ 開催時期・講義回数等

(ア) 開催時期  
令和9年2月までに実施すること。

(イ) 講義回数  
講義及び演習は合わせて5日間で行い、1回とすること。

(ウ) 対象者数

35人程度

エ その他

資料代等として1人1日当たり7,200円以内の額を徴収することができる。

(7) 障害者虐待防止・権利擁護研修

ア 研修対象者

埼玉県内にある障害福祉サービス事業所等に勤務または勤務を予定している者及び市町村の虐待対応窓口担当職員等

イ 研修内容等

国が実施している障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を修了した者（埼玉県が推薦した者）を講師の中心として、当該指導者養成研修に基づき実施する。

ウ 開催時期・講義回数等

(ア) 令和9年2月までに開催すること。

(イ) 共通講義は、全ての障害福祉サービス従事者が職場研修でも使用できるような内容とし、動画とすること。動画は内容確認のうえ、令和7年度のものを使用しても構わないが、権利の許諾は受託者でとること。

(ウ) 分野別演習（1日間）は次の2コースを実施すること。

- ・ 施設長、管理者などを対象とした応用編
- ・ 市町村担当職員、相談支援専門員などを対象とした窓口編

(8) ファシリテーター養成研修

ア 研修対象者

埼玉県のサービス管理責任者等研修でファシリテーターに従事することが可能であるもの

イ 研修内容等

演習におけるファシリテーターとしての基本姿勢やファシリテーション技術を教授する。

ウ 開催時期・対象者数

(ア) 開催時期

令和9年2月までに開催すること。

(イ) 対象者数

30人程度

エ その他

受講状況を記載した名簿を研修修了後1ヵ月以内に県へ送付すること。

(9) その他

ア 受託者は、事業の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

イ (1)から(7)に掲げる事業には、それぞれに付帯する一切の業務を含むものとする。一切の業務には、次の内容などを含むものとする。

- ・ 研修の企画
- ・ 会場の確保

- ・ 受講希望者の募集、開催通知の発送、問い合わせに対する対応
  - ・ 研修の申し込み受付、受講者への通知、配慮を必要とする受講者への対応
  - ・ 講師との打合せ
  - ・ 研修資料の作成と配布
  - ・ 研修当日の会場設営、進行
- ウ (1) から (7) に掲げる事業において、各事業の実施や記載のない事項及び国告示の改正などによる実施事項の変更等については、適時、埼玉県と協議を行うこと。
- エ 国告示の改正などにより (1) から (7) に掲げる事業以外で、令和6年度中に事業の実施が必要となった場合は、適時、県と協議を行い実施すること。
- オ 各事業の実施にあたって、新型コロナウィルス感染症等の感染拡大時においても、オンラインの活用により、できる限り研修を中止しないよう努めること。なお、集合研修形式で行う場合には、受講者の交通の便を勘案し研修会場を設定すること。
- カ 各事業の実施にあたって、埼玉県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- キ 埼玉県から求めがあった場合は、埼玉県が開催する人材育成部会に参加すること。
- ク 各研修の修了証書の作成は、各回終了後に埼玉県が行う。ただし、修了証書交付対象者一覧は受託者が誤りの無いよう十分注意して作成し、修了証書交付予定日の二週間前までに埼玉県に提出すること。

### 3 事業実施の条件

#### (1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

#### (2) 研修の実施

- ア 研修講師の決定、受講者の決定については埼玉県の了承を得ること。
- イ 受講料を徴収する場合は、積算資料を提出し埼玉県の了承を得ること。
- ウ 本事業のために新たに作成する資料等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は県に帰属するものとする。

#### (3) 実施結果の報告

ア 提出期限

令和9年3月31日（火）

イ 提出書類及び部数

実績報告書 一式

### 4 事業に係るデータ等の機密保持

#### (1) 事業により得られた全てのデータについて、本事業の目的以外に使用し、又は流用してはならない。

- (2) 事業により得られた全てのデータについて、使用し、保存し、又は処分する場合、事業内容の機密が保持されるよう細心の注意を払わなくてはならない。
- (3) 埼玉県による委託事業履行の検査確認に合格した時点をもって、受託者は、事業により得られた全てのデータ及びこれらに基づき作成された全ての書類等を直ちに処分すること。この場合、事業内容の機密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。